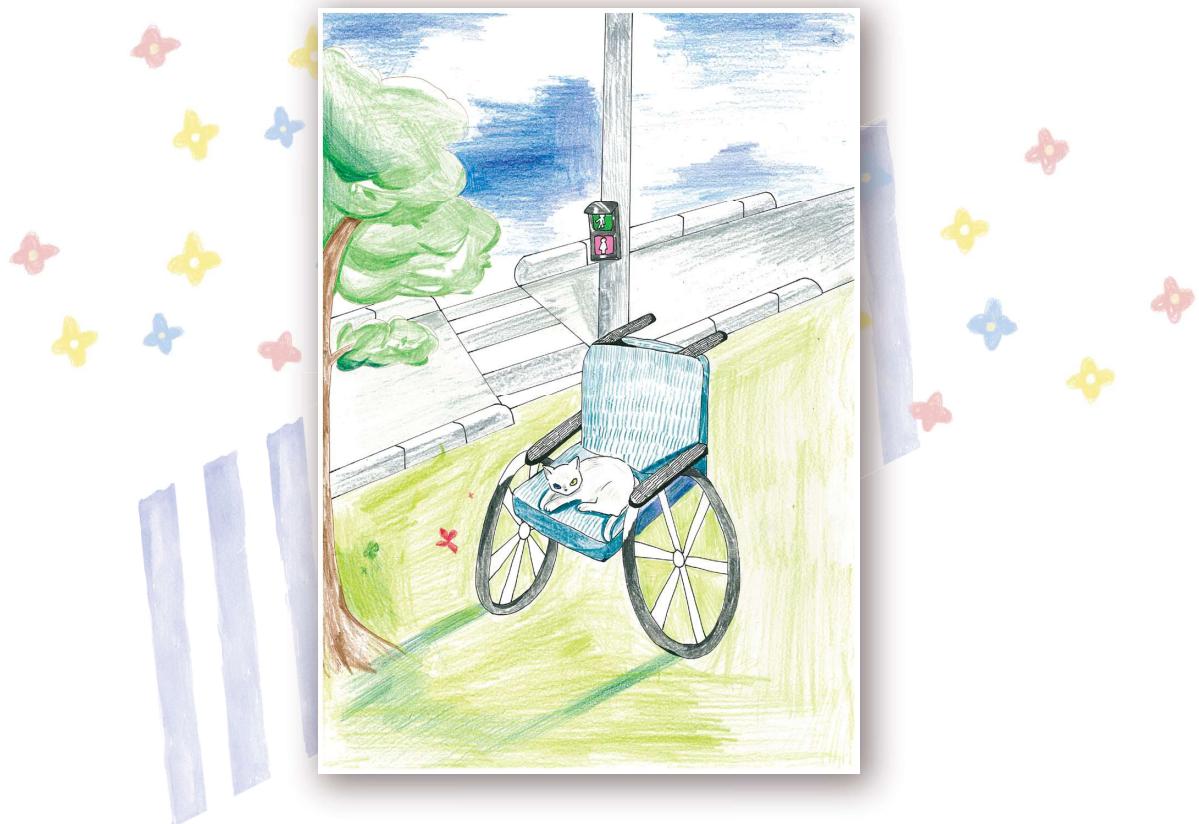


第1章 計画の策定にあたって



支え合い



1 計画策定の背景

全国的にみても急速に進行する人口縮減社会¹で、住民の暮らしの困難や福祉ニーズが複雑化・複合化し、今後直面すると考えられるさまざまな社会的变化が増加しています。

そのため、国は平成29年に「地域包括ケアシステム²の強化のための介護保険法などの一部を改正する法律（改正社会福祉法）」において、地域の力に依拠した「我が事・丸ごと」の地域福祉³推進の理念を示し、市町村は、包括的な支援体制⁴づくりに努め、高齢者、障害者、子どもなどの個別計画の上位計画として共通する事項を「地域福祉計画⁵」に集約し、推進することとしました。

昨今、虐待、自殺者、社会的孤立⁶、8050問題⁷、ダブルケア⁸、ケアラー⁹、制度の狭間の問題¹⁰などの新たな課題（以降、複雑化・複合化した課題）が顕在化しています。

複雑化・複合化した課題の解決に向けては、市民、自治会、市民活動団体、民生委員・児童委員¹¹、民間事業者、社会福祉法人、市および社会福祉協議会が一体となって取り組むことが必要です。

1【人口縮減社会】わが国の人口減少・少子高齢化社会がさらに進み、男女とも未婚率が増加し、単身世帯が世帯構成のトップになり、生活リスクが高まる未来社会を表した言葉

2【地域包括ケアシステム】住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・生活支援などが一体的に提供される体制のこと

3【地域福祉】P.7 参照

4【包括的な支援体制】分野別、年齢別に縦割りだった支援を当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人や世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる体制のこと

5【地域福祉計画】P.8 参照

6【社会的孤立】家族や地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しい状態。ひきこもりやニートなど

7【8050問題】「80代」の親が「50代」の子どもと同居して経済的支援やケアをしている状態を表す言葉

代表的には中高年のひきこもりや何らかの障害者を抱える世帯で、親が年金暮らしで体力もなく、このままでは共倒れになるリスクがあり、支援が必要な状況と言えること

8【ダブルケア】「子育て」「親や親族の介護」の時期が重なったため、両方を並行して担わなければならない状態のこと

9【ケアラー】介護者ことで、多くは家族。ヤングケアラーなど子どもが介護者になっていることが増えており、介護負担の軽減や介護者の支援が求められている

10【制度の狭間の問題】社会福祉は、住民のニーズを解決するために、さまざまな制度（サービス）で対応している。使える制度がない、制度が整備されていない、従来の社会福祉では対応が難しい複合的なニーズや少数者などの問題

11【民生委員・児童委員】民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、受け持ち地域において、住民の立場に立って相談に応じ、適切な支援や専門機関につなげる公的なボランティアであり、児童福祉法に定められた児童委員を兼ねる人

2 計画策定の趣旨

市では、平成 19 年 4 月から平成 29 年 3 月まで「みんなで支え合い、安心していきいきと暮らすまちづくり～地域の支え合いでまちづくり～」を基本理念とする鶴ヶ島市地域福祉計画、平成 29 年 4 月から令和 4 年 3 月まで「誰もが安心していきいきと暮らせるまちをつくります～鶴ヶ島の地域包括支援体制の構築を目指して～」を基本理念とする第 2 次鶴ヶ島市地域福祉計画・鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以降、第 2 次計画）に基づき、地域福祉の推進に取り組んできました。

第 3 次鶴ヶ島市地域福祉計画・鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以降、第 3 次計画）は、これまでの成果や複雑化・複合化した課題¹への対策を踏まえ、市の実情にあわせた地域福祉を推進していくため、市民、市および社会福祉協議会の協働により策定しました。

POINT ! !

<どうして地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定が必要なの？>

地域福祉は、市民の参加によるまちづくりが重要です。

地域福祉は、法律や制度だけでは機能しません。市を住みやすいまちにしていくための市民の活動が、地域福祉には不可欠です。

また、民間事業者や社会福祉法人などの専門職の存在も欠かせません。

市民、自治会、市民活動団体、民間事業者、社会福祉法人など（以降、さまざまな活動主体）、市および社会福祉協議会がそれぞれの役割を果たしながら、共に地域福祉を進めていくためには、市の地域福祉をどのように進めていくのかの方向性を示す計画が必要なのです。



つる♥ほっこちゃん

1【複雑化・複合化した課題】虐待、自殺者、社会的孤立、8050 問題、ダブルケア、ケアラー、制度の狭間の問題など

3 基本理念

誰もが 安心して いきいきと
暮らせるまちをつくります

～鶴ヶ島の地域共生社会¹の構築をめざして～

第3次計画では、前計画から掲げる基本理念を継承し、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

4 プラン愛称

つる♥ほっとプラン

- ・心がつながりほっと（あたたかい）な気持ちになる地域
- ・ほっと（安心）できる地域
- ・地域活動がほっと（活発）な地域

をめざして計画を策定しました。

第3次計画のイメージキャラクター

「つる♥ほっと」です！！

よろしくお願いします。



出身地:鶴ヶ島市

性 格:ほっとけない性格

目 標:鶴ヶ島の人と人がつながり、誰もが安心して
いきいきと暮らせるまちにする

1 【地域共生社会】P. 7 参照

5 計画の方向性



鶴ヶ島の地域共生社会の構築をめざして

包括的な支援体制づくりに取り組みます。

包括的な支援体制とは、既存の制度や機関を活用し、これらが連携して支援をする体制のことです。

この体制づくりを進めることによって、

市民の皆さんは、分野をまたぐ地域生活課題¹を抱える場合でも、それぞれの窓口を探すことなく適切な支援につながることができます。

また、地域での見守りや支え合い、身近で相談できる体制が整い、安心して暮らせるまちになります。

市民活動団体の皆さんは、地域住民²と協力や連携がしやすくなり、活動の継続性が保たれ、新たな活動も始めやすくなります。

そして、さまざまな地域福祉への参加の機会や方法が増え、老若男女を問わず地域に参加する人が増えることで、いきいきと暮らせるまちになります。

支援機関³の皆さんは、支援対象者の早期発見により、深刻化したケースを減らすことができます。

また、支援対象者の抱える地域生活課題のすべてを一か所で抱え込むことなく、対象者に合った支援を幅広く提案できるようになり、誰もが安心していきいきと暮らせるまちになります。

1 【地域生活課題】福祉サービスを必要とする地域住民およびその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労および教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活の営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題のこと（社会福祉法第4条第3項）

2 【地域住民】地域に住んでいる人

3 【支援機関】NPO法人（用語説明P.10）などの市民活動団体、民間事業者、社会福祉法人、市および社会福祉協議会など

6 知ってほしい地域福祉の用語

【地域共生社会とは】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。(平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)



【地域福祉とは】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、さまざまな活動主体¹、市および社会福祉協議会が支え合い、協働して進めていく、地域づくりの取り組みのことです。

※地域福祉を推進するためには、適切な行政施策（公助²）と支え合う地域の力（自助・互助・共助³）による協働の取り組みが基本になります。

1 【さまざまな活動主体】市民、自治会、市民活動団体、民間事業者、社会福祉法人など

2 【公助】自助・互助・共助では十分な対応ができない場合に、主に税負担により提供されるサービス

3 【自助・互助・共助】

自助→自らの活動により、自らの生活や健康を維持すること

互助→隣近所や自治会などの小さな地域コミュニティ単位で、互いに力を合わせて助け合うこと

共助→①隣近所や自治会などの小さな地域コミュニティ単位で、互いに力を合わせて助け合うこと

②医療保険や介護保険などの社会保険を介して提供されるサービス

【地域福祉計画とは】

社会福祉法第107条の規定により策定する行政計画です。

また、地域福祉を推進するための方向性を明確にし、福祉分野の横断的な取り組みを明確にする計画でもあります。

【地域福祉活動計画とは】

全国社会福祉協議会が提唱する「地域福祉活動」の指針となる計画です。

また、市の地域福祉計画と協働しながら、社会福祉協議会や住民組織、住民の地域福祉を推進する上での基本的な指針となる計画でもあります。

POINT !!

<地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定するメリット>

この2つの計画を一体的に策定することによって、市民を中心として市と社会福祉協議会が計画の目的と方針、施策の内容を共有することで、地域福祉の推進が図られ、一層の協働の力を発揮することができます。

第2次計画に引き続き、第3次計画でも地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しました。



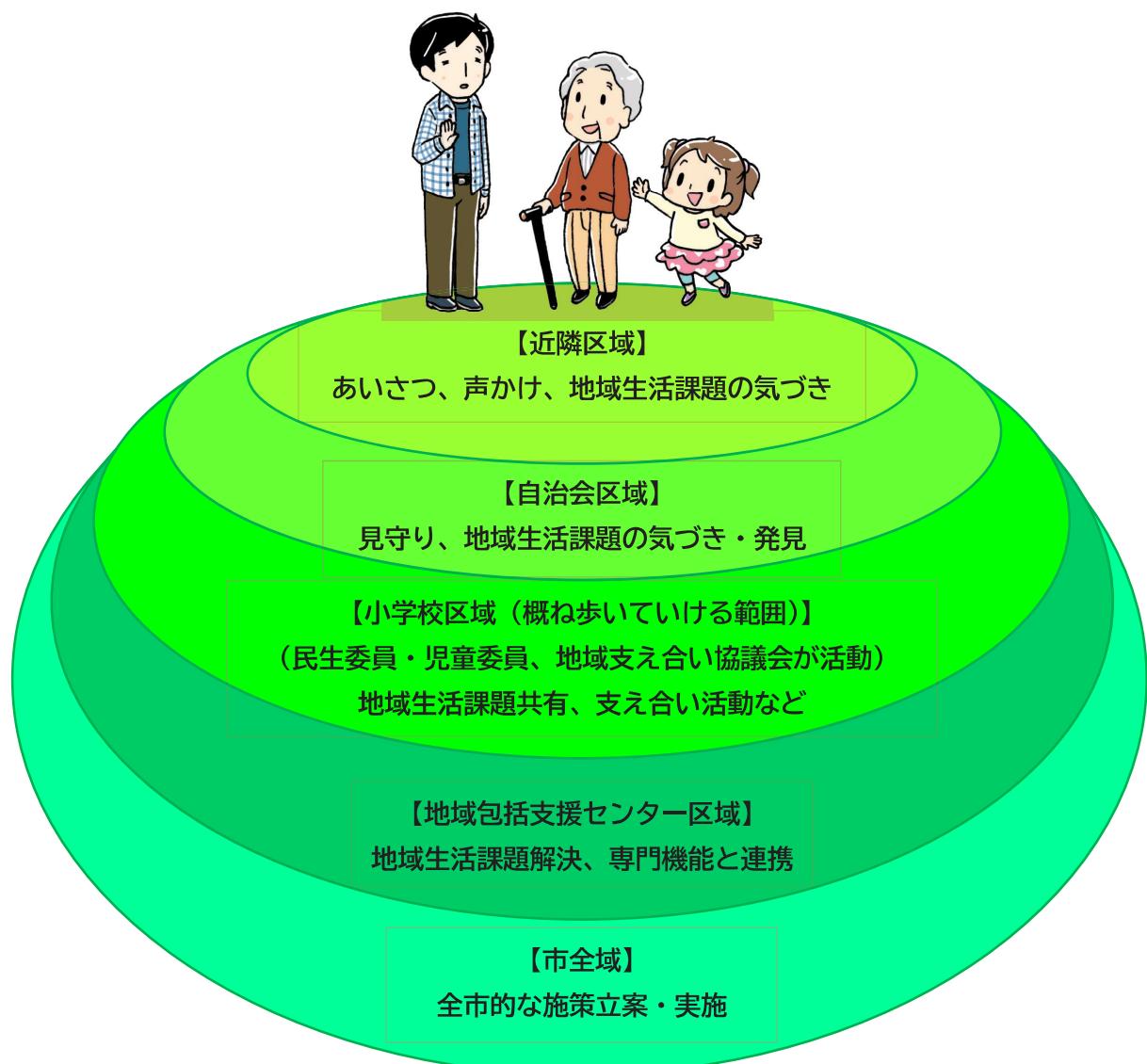
【地域福祉における圏域とは】

計画の上での圏域の考え方は、住民にとって最も身近な地域範囲である、日常生活圏域をいいます。

市には、民生委員・児童委員（小学校区2校ごとの4区域）、地域支え合い協議会（小学校区8区域）、市民センター（6区域）、地域包括支援センター（4区域）があります。

地域生活課題を把握して、市民が主体的に関わるためにには、地域の特性や取り組む内容に応じて、圏域内や圏域間での連携やネットワークを活用し、重層的に取り組むことが必要となります。

圏域の範囲と取り組み内容のイメージ



7 期待される役割

「包括的な支援体制」を構築して、「誰もが安心していきいきと暮らせるまち」をつくるためには、さまざまな活動主体と市および社会福祉協議会が、ともに地域福祉を推進しなければなりません。

第3次計画では、それぞれに期待される役割を次のように考えます。



●市民

市民一人ひとりが地域福祉について理解を深めるとともに、自らが地域を構成する一員であることを認識することが必要です。

自治会、市民活動団体などへの加入・参加・協力など、身近なところで何ができるのかを考え、ともに支え合いながら、自主的な地域活動の実践を通じて地域福祉が実現されることが期待されます。

●自治会などの地縁型コミュニティ

誰もが日常的に地域とつながりを持ち続けるために、地縁による隣近所の関係性の中での見守りや声かけなどの取り組みを充実させていくことが期待されます。

●市民活動団体（ボランティア団体、地域支え合い協議会¹、その他のNPO²法人など）

団体のさまざまな活動を通じ、地域の見守り・支え合い活動の主体（担い手）となるとともに、地域福祉活動の実践や地域生活課題の解決に向けた取り組みを充実させていくことが期待されます。

●民生委員・児童委員

市民の立場に立った福祉的視点からの相談援助を行うとともに、地域に密着した活動を通じて支援の必要な人や地域生活課題の発見を行い、また、市や社会福祉協議会との情報共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

●民間事業者

商店（まち）や市内企業などが持つ多様な資源を活かし、さまざまな活動主体との連携を通じた社会貢献活動などに取り組むことが期待されます。

1 【地域支え合い協議会】自治会よりも広い区域を範囲とし、自治会をはじめ、地域団体、市民活動団体、企業などが協力・連携し、地域の課題解決に取り組む団体

2 【NPO】Non-Profit Organization（ノンプロフィット・オーガニゼーション）の略称で、広義には営利を目的とせず社会的活動を行う団体

●社会福祉法人¹

自主的にサービスの質の向上と、多様なサービスの提供を図るとともに、専門性を活かし、積極的に地域福祉の拠点としての役割を発揮し、地域福祉のネットワークに関わることが期待されます。

●市

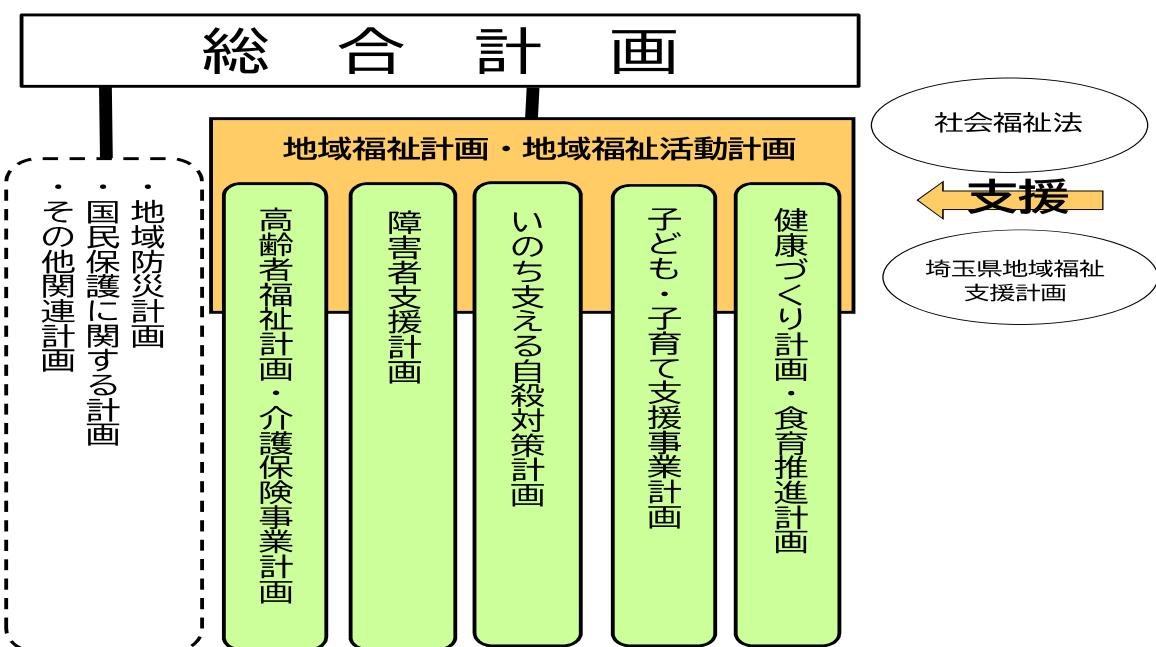
公的な福祉サービスを適切に運営し、専門性を必要とする困難事例への対応を担います。また、高齢者支援、障害者支援、子ども・子育て支援などの福祉分野をはじめ、農業、防災、社会教育、環境、都市計画などのさまざまな分野の連携のもと、地域で必要な情報の提供、相談支援体制やサービス供給体制の充実を図ります。

●社会福祉協議会

公共性の高い社会福祉法人として、市民や市民活動団体、専門職、市などとの間をつなぐ役割を担います。また、地域におけるさまざまな機関や社会資源との連携によって、地域福祉活動を推進します。

8 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法や埼玉県地域福祉支援計画、鶴ヶ島市総合計画に基づく方針や施策を踏まえつつ、高齢者、障害者、子どもなどの個別計画の上位計画として、各計画に横串を通すものです。また、個別計画に共通する事項を「地域福祉計画」に集約して地域福祉を推進する役割を担うものです。

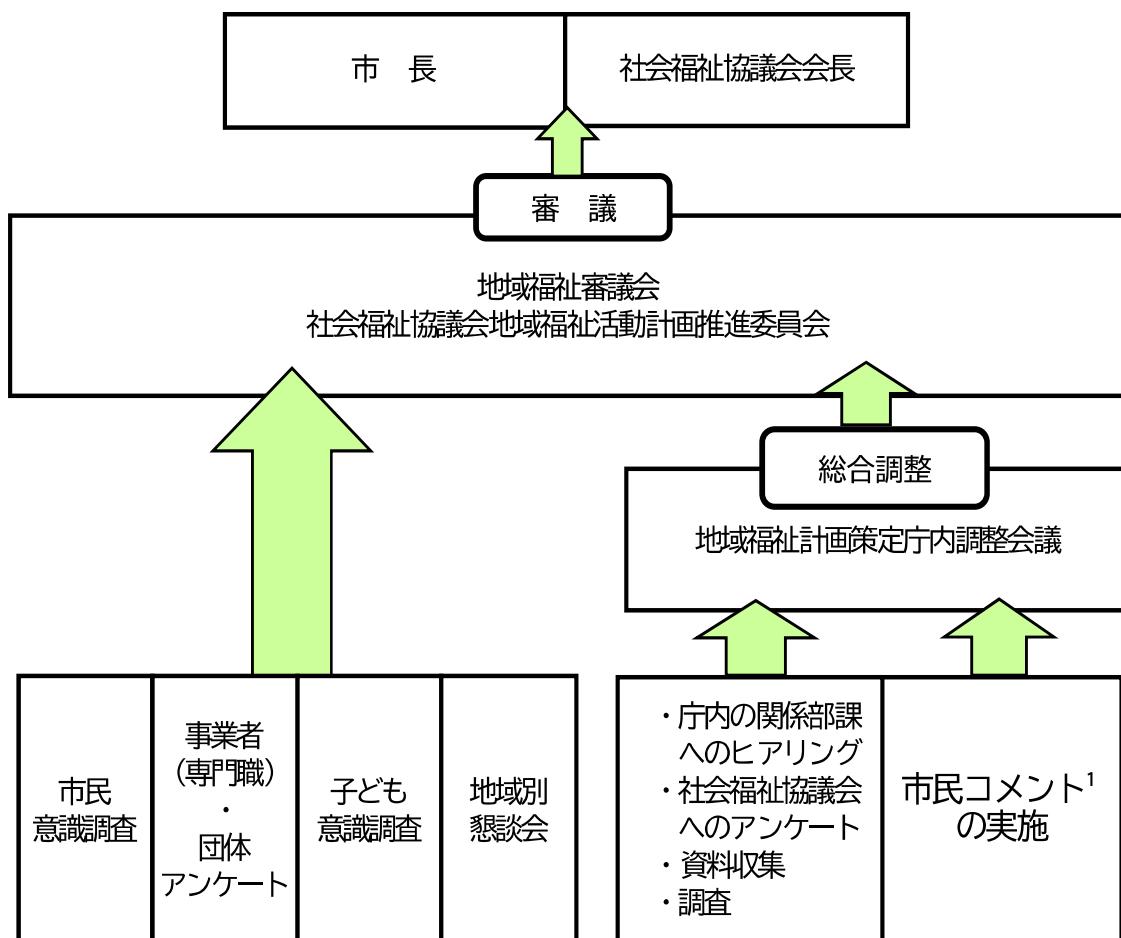


1 【社会福祉法人】社会福祉法に基づく社会福祉を行うことを目的とした法人

9 策定体制

市民、社会福祉事業の従事者、地域福祉活動の関係者、地域福祉の学識経験者などの9人で組織する鶴ヶ島市地域福祉審議会（45・63ページ参照）および社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会（45・64ページ参照）を組織し、市民意識調査（59ページ参照）、事業者（専門職）・団体アンケート（60ページ参照）、子ども意識調査（61ページ参照）、地域別懇談会（62ページ参照）の結果などをもとに審議を重ね、市長および社会福祉協議会会长へ答申をしました。

また、関係部課間における課題の把握、解決に向けた連携および施策の推進を図るために、鶴ヶ島市地域福祉計画策定庁内調整会議（65ページ参照）を組織し、庁内の関係部課へのヒアリング、資料収集、調査および検討を重ねました。



1【市民コメント】市が新たな取り組みを行う際に、あらかじめ途中段階の案を公表し、広く意見や提案を募ること

10 各計画の期間

第3次計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

下の図は、第3次計画と関連する主な各個別計画の期間を合わせて表したものです。

| 計画 | 担当課 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|----------------------|------------------|--|--|-----|--------------------------|----|
| 総合計画 | 政策推進課 | | 第6次総合計画 | | | |
| | | | 前期基本計画 (令和2年度～令和6年度) | | 後期基本計画 (令和7年度～令和11年度) | |
| 地域福祉計画 地域福祉活動計画 | 福祉政策課 社会福祉協議会 | | 第3次地域福祉計画・社会福祉協議会地域福祉活動計画 (令和4年度～令和8年度) | | | |
| 高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画 | 健康長寿課 介護保険課 | 高齢者福祉計画 ・第8期介護保険事業計画 (令和3年度～令和5年度) | | 第9期 | | |
| 障害者支援計画 | 障害者福祉課 | 第4期障害者支援計画 (令和3年度～令和5年度) | | 第5期 | | |
| いのち支える 自殺対策計画 | 障害者福祉課 | いのち支える自殺対策計画 (令和元年度～令和5年度) | | 第2期 | | |
| 子ども・子育て 支援事業計画 | こども支援課 | 第2期子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度) | | 第3期 | | |
| 健康づくり計画・ 食育推進計画 | 健康長寿課 | 第2次健康づくり計画・食育推進計画 後期計画 (令和3年度～令和7年度) | | 第3次 | | |

【参考】

〈第1次計画〉

平成19年度から平成28年度まで（10年間）

〈第2次計画〉

平成29年度から令和3年度まで（5年間）



11 第2次計画の振り返り

令和3年度を最終年度とする第2次計画の主な取り組みの成果と継続する課題について、重点目標と3つの基本目標ごとに次のとおり整理しました。

<第2次計画の目標値>

【重点目標】いきいき暮らせるまちの地域包括支援体制をつくろう

| 指標 | 平成28年度 | 目標値 | 令和2年度 |
|----------|--------|-----|-------|
| 総合相談支援窓口 | 0 | 1 | 0 |

【基本目標1】地域のふれあいで支え合いの仕組みをつくろう

| 指標 | 平成28年度 | 目標値 | 令和2年度 |
|---------------|--------|-----|-------|
| 地域支え合い協議会の設置数 | 6 | 8 | 8 |

【基本目標2】支え合いの仕組みで安心できる地域をつくろう

| 指標 | 平成28年度 | 目標値 | 令和2年度 |
|--------------------------|--------|-----|-------|
| 自主防災組織 ¹ の設置数 | 34 | 48 | 36 |

【基本目標3】安心できる地域でいきいき暮らせるまちをつくろう

| 指標 | 平成27年度 | 目標値 | 令和2年度 |
|-------------------|------------------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 健康寿命 ² | 男性 16.78歳 女性 19.83歳 (平成25年度) | 男性 17.84歳 女性 20.17歳 | 男性 17.87歳 女性 20.64歳 (令和元年度) |

| 指標 | 平成27年度 (平成26年度実績) | 目標値 | 令和2年度 |
|-----------------|----------------------|-----------|-----------|
| つるバス・つるワゴンの利用者数 | 264, 764人 | 359, 000人 | 272, 890人 |

1【自主防災組織】災害時に備え、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むための任意組織

2【健康寿命】「65歳に達した人が健康で自立した生活を送る期間」を指し、具体的には「要介護2」以上になるまでの期間

【重点目標】いきいき暮らせるまちの地域包括支援体制をつくろう

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者などのそれぞれの相談窓口の充実に取り組みました。平成29年度には、新たに子育て世代包括支援センター¹を設置、平成30年度には、地域包括支援センター²が増設され、市内4か所になりました。

複雑化・複合化した課題³に対しては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて対応するため、地域包括支援体制構築についての職員・専門職向け研修会の開催や市に合った地域包括支援体制の検討を重ねてきました。

引き続き、複雑化・複合化した課題の解決に向けて、さまざまな活動主体⁴、市および社会福祉協議会で取り組む包括的な支援体制の仕組みを築いていく必要があります。

【基本目標1】地域のふれあいで支え合いの仕組みをつくろう

子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センターの運営支援や自治会・地域支え合い協議会への支援など、多種多様な支え合い・助け合いの仕組みづくりを推進しました。また、つどいの広場⁵などの子育て親子の交流の場、認知症サポーター⁶養成講座、ふれあい・いきいきサロン⁷への支援などの居場所づくりの支援を行いました。

さらに、ボランティア・市民活動を広めるため、市民向けの体験プログラムや研修などを実施しました。

引き続き、地域福祉活動の担い手を増やす必要があるため、参加しやすい環境づくりに取り組みます。

1 【子育て世代包括支援センター】地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供する機関

2 【地域包括支援センター】介護保険法に基づき、介護予防ケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行う機関

3 【複雑化・複合化した課題】虐待、自殺者、社会的孤立、8050問題、ダブルケア、ケアラー、制度の狭間の問題など

4 【さまざまな活動主体】市民、自治会、市民活動団体、民間事業者、社会福祉法人など

5 【つどいの広場】子育て親子が集い、交流する場

6 【認知症サポーター】認知症について正しい知識を習得し、自分のできる範囲で認知症の人や家族を応援するボランティア

7 【ふれあい・いきいきサロン】地域の身近な場所で、地域に住む誰もが気軽に参加し、交流を深めることで、住み慣れた地域の中で支え合い、安心して楽しく暮らしていくための集いの場

【基本目標 2】支え合いの仕組みで安心できる地域をつくろう

災害時の避難行動要支援者への支援体制づくりとして、日頃から取り組んでいる地域福祉活動を活かした、心と心をつなげるネットワーク活動¹と個別避難計画の策定を一体的に進めました。

分野別の相談窓口として、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター²、児童・家庭総合相談窓口³、生活困窮者自立相談支援センター⁴、成年後見制度⁵利用促進のための中核機関などを設置しました。

さらに、いのち支える自殺対策計画を策定し、こころの健康相談、ゲートキーパー⁶養成研修、心の健康づくり講演会など、自殺対策も行っています。

しかし、複雑化・複合化した課題⁷などを抱える世帯が増加しているため、分野を横断した支援ネットワークを強化していく必要があります。

【基本目標 3】安心できる地域でいきいき暮らせるまちをつくろう

ラジオ体操教室、食育推進事業、定例健康ウォーク、フレイル⁸予防講座などの開催や高齢者向けの健康レシピや体操動画などを作成し、健康づくりを進めました。

また、高齢者や障害者を対象とした移動支援事業、高齢者・障害者・妊婦・未就学児と同伴する保護者を対象としたつるバス・つるワゴンの無料化により、安心・安全に移動できる環境づくりを進めました。

引き続き、若年層、子育て世代、高齢者などのあらゆる世代がいきいきと暮らせるよう、さらなる拡大・充実に取り組みます。

1 【心と心をつなげるネットワーク活動】要介護者などに対して、近隣の方の個別見守りチームをつくり、日常的な見守り活動を行う。小・中学生も支援者として活動している（略称　ここつなネット）

2 【障害者基幹相談支援センター】障害のある人などの相談、情報提供、助言、地域の事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援などを行う地域における相談支援の中核的な役割を担う機関

3 【児童・家庭総合相談窓口】妊娠・出産・子育てなどについて相談できる窓口

4 【生活困窮者自立相談支援センター】生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、困窮状態から早期に脱却するように相談に応じ、自立支援プランを策定し、支援の効果や評価を行うとともに、就労支援を行う機関

5 【成年後見制度】知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。家庭裁判所が後見人などを選任し、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようになるなど、不利益から本人を守る制度

6 【ゲートキーパー】地域や職場、教育、その他さまざまな分野において、身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門相談機関につなぐことができる人

7 【複雑化・複合化した課題】虐待、自殺者、社会的孤立、8050問題、ダブルケア、ケアラー、制度の狭間の問題など

8 【フレイル】加齢とともに心身の機能が低下し、「健康」と「介護」の中間の状態にあること